

(追加)

(様式1)
審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	漁港課	検索番号	1-4
法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律	根拠条項	55-2	
許認可等	漁港水面施設運営権の移転			
(根拠規定)				
漁港水面施設運営権の移転をしようとするときは、当該漁港水面施設運営権の移転を受けようとする者は、漁港管理者に申請して、その許可を受けなければならない。				
(許認可等の基準)				
令和6年3月21日伺定め「漁港施設等活用制度に係る審査基準について」				
○「漁港漁場法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について」(令和6年1月31日付け5水港第2371号・水産庁長官通知・技術的助言)の(別添)「I漁港施設等活用事業制度について」の1のとおりとする。				
4. 漁港水面施設運営権について				
(7) 移転の許可及び存続期間の更新(新法第55条、第56条、第57条第2項及び第3項並びに新施行規則第43条)				
① 移転の許可の申請(新法第55条第2項及び新施行規則第43条)				
漁港水面施設運営権は、財産権として一般承継や譲渡、抵当権実行等による移転が可能となるが、漁港水面施設運営権は、認定計画実施者であって、欠格事由に該当しない者に限り漁港管理者が設定するものであることから、これを自由に移転することとなると、認定計画を適正かつ確実に実行できないと見込まれる者や欠格事由に該当する者など不適切な者に移転するおそれがあり適当でない。				
よって、漁港水面施設運営権の移転をしようとするときは、当該漁港水面施設運営権の移転を受けようとする者は、漁港管理者に申請して、その許可を受けなければならないこととされた(新法第55条第2項)。				
申請をしようとする者は、申請書(新施行規則別記第11号様式)に以下の書類を添付して漁港管理者に提出しなければならないこととされた(新施行規則第43条)。				
1 申請者の住民票の写し又は登記事項証明書(新施行規則第43条第1号)				
2 申請者が新法第51条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面(同条第2号)				
3 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に資する業績及び資格を明らかにする資料(同条第3号)				
4 移転を受けようとする漁港水面施設運営権に係る漁港施設等活用事業の実施に必要な資金の調達の相手方並びに当該相手ごとの概ねの調達額及びその調達方法を記載した書類(同条第4号)				
5 その他必要な書類(同条第5号)				
なお、申請書の記載参考については別紙22のとおり。				
(その他)				